

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年 6月 14日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 古賀 睦之
	主任賃金指導官 赤川 敦子
	賃金指導官 田村 滋康
	電 話 3512-1614
	夜間直通 3512-1540

「高校生アルバイトに最低賃金を知ってもらおう！」

夏休みを前に、東京都内の全ての高等学校437校に対して

東京都最低賃金時間額907円の周知を改めて徹底

(専門学校336校に対してもパンフレットを配布)

東京労働局賃金課では、「アルバイト代が最低賃金を下回ることができない」ことを知っていた高校生アルバイトの割合が4割程度にとどまっているという厚生労働省の調査結果(裏面[参考3]参照)を受けて、高校生アルバイトが増加する夏休みを前に、東京都内に所在する全ての高等学校437校に対して、パンフレットを配布して、東京都最低賃金時間額907円の周知・徹底を改めて図りました。

あわせて、東京都教育委員会に情報提供を行い、周知・啓発への協力を求めました。

また、同じく東京都内に所在する専門学校336校に対しても同様のパンフレットを配布しました。

東京労働局賃金課では、毎年10月、最低賃金改正の時期に東京都内に所在する全ての高等学校及び専門学校に対してパンフレットを配布していますが、この調査結果を踏まえて、高校生アルバイトの最低賃金以上の支払い確保に向けて、改めて周知・徹底を行ったものです。

[参考 1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考 2]

最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

[参考 3]

平成28年5月18日に厚生労働省が発表した「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124502.html>)

平成27年度に厚生労働省が委託事業において開催した、高校生を対象として労働法セミナー参加者へのアンケート調査において、アルバイト経験のある高校生1,854人の回答結果が示された。

「あなたは法律で決められている労働条件に関して、今日のセミナーを受ける前から知っていたことは何ですか。」という質問があり、「都道府県ごとに『最低賃金』が定められており、アルバイト代はその額を下回ることができない。」という項目が設けられていた。これについて「知っていた」と回答した高校生は、781名（全体の42.1%）に止まった。これは、昨年11月に発表された大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対する同様のアンケート調査結果

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>)に比べて、22ポイントも低かった。